

## 令和3年6月美作市定例教育委員会会議録

開催期日	令和3年6月23日(水)		開催場所	作東総合支所 2階 応接会議室
開会時間	午後2時47分		閉会時間	午後3時4分
出席委員	教育長	福田昌弘	職務代理者	平田邦義
	委員	岡本美幸	委員	万殿貴志
	委員	山本敏子		

### 会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
教育次長	平田幸春	教育総務課長	赤堀卓司
学校教育課長	甲本智之	社会教育課長	春名徹也
教育総務課課長補佐	小阪田章	教育総務課課長補佐	渡邊祥子
学校教育課課長補佐	井口博文		
教育総務課係長	河本俊介		

#### 日程 第1 開会

午後2時47分、6月定例教育委員会を開会する。

- ・河本係長、失礼します。それでは、ただいまから令和3年6月美作市定例教育委員会を開催いたします。なお、本日傍聴希望の方はおられません。

「日程第2教育長あいさつ」 福田教育長より、ご挨拶をお願いいたします。

#### 日程 第2 教育長あいさつ

- ・福田教育長、それでは6月の定例教育委員会について、全員出席で定足数に達していますので、教育委員会を開催したいと思います。

学校訪問でお疲れのところではありますが、会議終了までよろしくお願いいたします。

一学期も終わりに近づく中で、学校の現場も今日見ていただきましたように落ち着いて学習が進められている状況もつかめてきたと思います。いろいろと問題等発生してございましたけれども、立て直しに向けて現場でも頑張っていきますのでよろしくお願いいたします。

#### 日程 第3 会議録署名委員の指名について

- ・福田教育長、会議録署名委員に平田委員を指名する。

#### 日程 第4 教育長の報告

- ・福田教育長、今回はございません

#### 日程 第5 議案審議について

- ・福田教育長、議案第16号美作市文化財保存活用支援団体育成補助金交付要綱の制定について社会教育課より説明をお願いします。
- ・春名課長、議案16号について提案させていただきます。

資料1により説明を行う。

提案理由といたしまして市内に所在する未指定を含む文化財の継承を目的として、郷土史の調査・研究及び市民への啓発活動、活用方法の研究などを行っている団体を文化財保護法に規定された文化財保存活用支援団体に育成することを目的として、美作市文化財保存活用支援団体育成補助金を交付するため制定するものでございます。

要綱の概要について説明させていただきます。

第1条の趣旨についてですが、市内において郷土史の調査・研究、市民への啓発活動、活用方法の研究等を行っている団体を支援することにより、文化財保護法第192条の3各号に掲げる業務が4から5つあります。この業務を適正かつ確実に行うことができる団体となるよう育成し、もって市内に所在する文化財の確実な継承を図ることを目的として、当該団体に対し、美作市文化財保存活用支援団体育成補助金を交付します。この要綱に定めるもの以外に関しましては、従前からございます美作市補助金等交付規則に定めがございますので、そちらを引用していきます。

第2条の定義につきましては、ここでいう文化財とは美作市文化財保護条例第2条に規定する文化財のうち、市内に所在するものをいいます。美作市文化財保護条例には、建造物、貝塚等の定義がございますが、その中の市内に所在するものをこの要綱では文化財といいます。この場合において、法及び関係法令に基づく国又は地方自治体による指定等の有無は問わないとさせていただいております。

第3条の交付対象者につきましては、次の(1)、(2)のいずれにも該当するものとなります。

- (1) 市内を活動拠点とし、10名以上の市内在住者で構成されていること。
- (2) 特定の文化財の保存、整備又は伝承を目的とした団体ではないこと。

第4条は補助対象事業を定めております。補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 文化財の調査研究に関する事業
- (2) 文化財の保存・活用に関する事業
- (3) 市民に向けた文化財保護啓発に関する事業
- (4) その他市長が特に認める事業

第5条の補助対象経費につきましては、次に掲げるものを除きます。

- (1) 会員に対する人件費
- (2) 食糧費
- (3) その他補助することが適当でないと認められる経費

第6条につきましては、この補助金の額は、予算の範囲内において交付するものとします。100円未満については切り捨てた額とします。

第7条以下につきましては、美作市補助金等交付規則に準じた申請、決定、変更申請、実績報告となっておりますので、説明は省かせていただきます。

- ・福田教育長、説明が終わりました。皆様、何かございますか。
- ・平田委員、先般、新聞で文化財に関する団体ができたと掲載されていましたが、そのような団体を見越して要綱の制定ですか。
- ・春名課長、見越してのことです。文化財の保存活用している団体がいくつかあります。例えば因幡街道の関係団体等があります。また、新聞報道にもありました新たな文化財の活用団体も含めて支援をしていく補助金が必要であり、予算的には令和3年度の当初予算で100万円の予算要求をさせていただきまして、議会の承認をいただい

る状況でございます。

- ・岡本委員、これまでの経緯の中で課題等があつてこのような状況に至つたのですか。
- ・春名課長、現在、社会教育課で文化財保存活用地域計画を昨年度から策定するため、事業を進めております。国から策定するのが望ましいといわれている地域計画を定める上で、この計画に助言できる保存活用支援団体の育成も必要となつてきたという背景がございます。
- ・平田委員、他の補助金と同様に計画、決算を報告するのですか。
- ・春名課長、通常の補助金と同様に実績報告については決算書、事業報告、決算に伴う領収書等の証票の写しを添付していただき、精査して補助金が適正に支出できるかどうか最終的に確定通知により決定していきます。
- ・平田委員、一回補助を受けたらその後、受けることができないではなく、年度ごとに受けることができますか。
- ・春名課長、団体の育成を目的としておりますので、単年に限つたものではなくて、複数年に渡つて申請があり、適正であれば交付を受けることは可能です。
- ・春名課長、現在、この要綱について法制担当と内容について、細かい修正をしておりますので、文言については多少変更する可能性がございます。
- ・福田教育長、文化財保護委員会を中心として研究会を立ち上げられたのですが、会員の方の高齢化が進んでいて活動ができにくくなつてきている現状があります。市内の文化財について調査をして資料を整えていきたい、その活動をする中で若い人を呼び込んで若手を育成していき事業を継承していきたいという構想を持たれております。また、会費を集めておられますが、事務的な経費等についての補助も行っていくということです。また、既存の無形文化財に対しては、補助を行つています。
- ・福田教育長、それでは意見がございませんので、議案第16号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第16号を承認いたします。

日程 第6 その他、

- ・福田教育長、日程第6その他に入らせていただきます。次回定例教育委員会の開催について。
- ・平田次長、次回の定例教育委員会は7月28日、水曜日、午前10時からの開催でお願いいたします。
- ・全員、よろしい。
- ・福田教育長、それでは次回の定例教育委員会は7月28日、水曜日、午前10時からでお願いいたします。

日程 第7 閉会

- ・福田教育長、午後3時4分、6月定例教育委員会を閉会する。

会議記録者	教育総務課	会議録	教育長 福田昌弘
氏名	河本俊介	署名	委員 平田邦義